

資料 1

「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」の設置について

平成 25 年 5 月 14 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 設 置

平成 25 年度税制改正において、平成 28 年 1 月から金融所得課税の一体化に沿った公社債・公社債投資信託課税の見直しが実施されることとなり、証券会社や登録金融機関では、特定口座についての対応や市場慣行の見直し等が必要となり、日本銀行や証券保管振替機構等においても、振替決済制度の見直しやシステム変更等が予定されている。

ついては、市場横断的に、公社債等課税の見直しの円滑・確実な実施に向けた課題の整理及び取組みを進めるため、証券戦略会議の下に、「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 証券会社、登録金融機関における特定口座での対応
- (2) 公社債の売買取引における市場慣行の見直し
- (3) 振替機関における振替決済制度（口座体系等）の見直しへの対応
- (4) 公社債投資信託に係る実務上の取扱い
- (5) その他

3. 構成・運営

- (1) WGは、証券会社、登録金融機関、日本銀行、証券保管振替機構、金融商品取引所、投資信託委託会社の実施担当者及び有識者をもって構成する。
- (2) WGに主査及び副主査を置き、委員のうちから証券戦略会議議長が選任する。
- (3) 主査は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。
- (4) 主査は、WGにテーマ別に検討会を設置することができる。

4. 報 告

WGの検討状況等は、適宜、証券戦略会議等に報告する。

5. 事務局

WGの事務局は、関係機関の協力を得て、本協会 企画部 証券税制室及び市場企画部が行う。

以 上

NISAの推進に向けた取組み状況について（中間報告）

平成 25 年 5 月 29 日

日本証券業協会

NISA（少額投資非課税制度）の推進に向けた取組み状況について、次のとおりご報告いたします。

1. 会員による適切な情報提供等 ※

- ① 3月18日から4月5日までの間、全国8会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、説明会「平成25年度税制改正大綱の概要～日本版ISAを中心に～」を開催した。
- ② 5月14日から28日までの間、東京・大阪会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、「NISA口座の開設手続におけるe-Tax利用の説明会」を開催した。

2. 金融商品の提供 ※

- ① 3月28日、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において、「日本版ISAの円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」を取りまとめ、対応、働きかけを行っている。

【主な提言内容】

- イ 証券会社及び登録金融機関は、NISAのわかりやすい説明とともに、個人にわかりやすい金融商品ラインナップの提供、その属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な投資勧誘が期待される。
 - ロ 投資信託委託会社は、個人の資産形成ニーズに則した新しい金融商品の開発が期待される。
 - ハ 投資信託委託会社は、幅広い証券会社に対し、数多くの金融商品ラインナップの提供が可能となるような対応が望まれる。
- ② 上記提言を受け、投資信託協会では、「日本版ISAに係る提言への対応について検討する作業部会」が設置され、検討が行われている。
 - ③ 5月10日、「NISA推進・連絡協議会」において、NISAを利用した取引の適切な勧誘、販売が行われるよう、勧誘、販売に当たっての留意事項を取りまとめ、証券会社や銀行などの金融機関に周知徹底を図る。

【留意事項】

- イ 複数の金融機関等でNISA口座は開設できない（一人1口座）。
- ロ 金融機関等は、自社で取り扱う金融商品の種類・ラインアップについて、投資者に十分説明すること。
- ハ NISA口座と特定口座・一般口座との損益通算はできない。
- ニ NISA口座で売却した場合、当該売却代金相当額を再度非課税枠として利用できない。
- ホ 上場株式等の配当金等が非課税となるには、証券会社で「株式数比例配分方式」を選択する必要がある。

3. 広報活動 ※

- ① 3月28日、理事会において「日本版ISA広報計画」が取りまとめられ、広報活動の基本的な考え方、具体的な取組み、実施方法が定められ、広報活動に必要な予算措置（5億円）が講じられた。
- ② 4月10日、本協会ウェブサイトにて、『NISA（少額投資非課税制度）』特設サイトを開設した。
- ③ 4月11日、「NISA推進ワーキング・グループ」において、効果的・効率的な広報活動を実施するための広告代理店を選定した。
- ④ 「NISA推進・連絡協議会」において、4月1日から4月19日までの間、「少額投資非課税制度」の業界横断的な「愛称」の公募を行い、4月30日、愛称を「NISA（ニーサ）」に決定し、発表した。（別紙1）
- ⑤ 今後の広報活動は、別紙2、3のとおり。

4. NISA推進体制の整備 ※

- ① 3月12日、NISAの推進に向けた取組みを進めるため、証券戦略会議の下に、「NISA推進ワーキング・グループ」を設置した。
- ② 3月8日、本協会事務局に、「NISA推進プロジェクトチーム」を設置した。

以 上

※ 証券戦略会議決議「日本版ISAの推進に向けた取組み」（平成25年2月19日）で取りまとめられた基本的な取組方針、推進体制。

News Release

平成 25 年 4 月 30 日

報道関係者各位

日本版 ISA 推進・連絡協議会

「少額投資非課税制度」の愛称の決定

日本版 ISA 推進・連絡協議会では、少額投資非課税制度を広く多くの方に知ってもらい、親しみをもって利用していただけるよう、4 月 1 日から 4 月 19 日までの間、「愛称」を募集いたしましたところ、7,009 件と多数の応募がありました。

本日開催の「日本版 ISA 愛称選定委員会」において、「愛称」を決定いたしましたので、下記のとおり発表いたします。

今後、「N I S A（ニーサ）」は、証券会社や銀行などの金融機関等で少額投資非課税制度に関わる広報活動に使用いたします。

報道関係者の皆様におかれましては、周知方につき、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 愛称 N I S A（ニーサ）

2. 選定理由

- ・ 多くの方から寄せられた愛称であり、また、「ISA」、「アイサ」は広く使われており理解されやすい愛称であること。
- ・ 我が国全体（NIPPON）で、広く個人の資産形成、ISA の普及・定着に取り組むということが端的に表現されており、わかりやすい愛称であること。

3. 受賞者

- (1) 法人個人の別 個人
- (2) 性別 男性
- (3) 年代 50 代

以 上

○ 本通知に関するお問い合わせ先

日本版 ISA 推進・連絡協議会 事務局

日本証券業協会

政策本部 広報部：Tel 03-3667-8528

「少額投資非課税制度」の愛称の応募状況

平成 25 年 4 月 30 日

1. 個人・法人の別

個人/法人	件数	%
個人	6,909	99%
法人	100	1%
総 計	7,009	

2. 年代

年代	件数	%
個人	6,909	
～10代	70	1%
20代	916	13%
30代	1,596	23%
40代	1,738	25%
50代	1,492	22%
60代	844	12%
70代	234	3%
80代	15	0%
その他	4	0%
法人	100	
総 計	7,009	

3. 性別

性別	件数	%
個人	6,909	
男性	5,085	74%
女性	1,816	26%
その他	8	0%
法人	100	
総 計	7,009	

4. 職業

職業	件数	%
個人	6,909	
会社員	4,446	64%
主婦	586	8%
学生	177	3%
その他	1,691	24%
(空白)	9	0%
法人	100	
総 計	7,009	

5. 申込方法

申込方法	件数	%
ネット	6,769	97%
ハガキ	240	3%
総 計	7,009	



NISA（少額投資非課税制度）の普及・促進に向けた広報活動について（案）

平成25年 5 月29日

[illegible]

※「NISA推進ワーキング・グループ」において、広報活動の具体的な内容、時期等を検討

第 26 回国際証券業協会会議（ICS A）^{（注）} 年次総会の模様について

平成 25 年 5 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 開催期間 平成 25 年 5 月 7 日（火）～9 日（木）
2. 開催場所 オーストラリア シドニー ヒルトンホテル
3. 主 催 オーストラリア金融市場協会（AFMA）
4. 参 加 者 ICSA メンバー機関（参考参照）より 35 名のほか、ゲスト・スピーカー 8 名（ニュー・サウス・ウェールズ州副首相アンドリュー・ストーナー氏、オーストラリア準備銀行副総裁ガイ・ドゥベル氏、証券監督者国際機構（IOSCO）理事会議長グレッグ・メドクラフト氏、オーストラリア財務省 G20 担当部長 HK ホルダウェイ氏ほか）

5. 会議の概要

（ポイント）

金融危機の教訓を踏まえ G20 等で国際的に合意された金融規制改革が各国（地域）における実施段階に移行する中で、規制の重複・矛盾・ギャップが表面化しており、規制の域外適用への対処とともに、各国（地域）間の規制の調和が重要な課題となっている。以上に加え今回の総会では、銀行規制の強化により相対的に市場ファイナンスの重要性が増す中で、社債市場の育成、中小企業（SME）向けファイナンス、金融機関の破たん処理等の課題が議論されたほか、欧州で提案された金融取引税（FTT）の問題点について参加者間で意見交換が行われた。また、G20、金融安定理事会（FSB）、IOSCO 等への提言活動の強化等、国際的な業界団体としての ICSA の今後の活動のあり方もメンバー間で協議された。

総会における各セッションの議論の概要は別添のとおり。

6. 中間会合・次回総会の予定

本年の中間会合は 9 月にルクセンブルグで、次回総会はフランス金融市場協会（AMAFI）が主催し、来年春にフランス（開催都市未定）で開催することがアナウンスされた。

以 上

^{（注）} 国際証券業協会会議（ICS A: International Council of Securities Associations）

世界の証券市場における取引慣行及び規制の調和を図り、メンバー間の情報交換及び理解を促進し、証券市場の健全な発展に寄与することを目的に、1988 年に本協会の提唱により設立された。以降、年次総会はメンバーの持ち回りで開催されており、現在のメンバーは 18 ヶ国（地域）19 団体である。

第26回 ICSA 年次総会（於シドニー）における議論の概要

1) 実体経済に資すべき金融市場の役割

ゲスト・スピーカーであるオーストラリア準備銀行副総裁のガイ・ドゥベル氏のプレゼンテーション及びその後の参加者との議論において、以下の点が指摘された。

金融セクターが肥大化し、実体経済の需要から遊離した形で無秩序な利潤追求が行われたことが金融危機をひき起こした。金融セクターは、適正な規模で、適正なコストで（リスクに見合った自己資本・流動性バッファを手当てして）、投資家に必要な情報を提供しながら資金を集め、実体経済に必要な資金を提供する「仲介」という金融市場の本来の役割に立ち返るべきである。この方向で危機後の規制改革（自己資本・流動性規制強化、商業銀行と投資銀行業務の分離等）が進められてきた結果、欧州を除き金融セクターの健全性・耐性はかなり強化された。一方で引き続き高頻度取引（HFT）、ダークプール、金融工学の革新と金融商品の多様化等が再び金融市場を実体経済から遊離させてしまう惧れがないか、また、直近の主要国における金融緩和が資産バブルにつながらないか注視する必要がある。

2) G20 の今後の課題

オーストラリアが 2014 年に G20 の議長国となることから、同国財務省 G20 担当部長の HK ホルダウェイ氏が今後の G20 における検討課題を紹介した。概要は以下のとおり。

G20 は引続きマクロ経済、財政金融政策、開発・貿易に関する政策協議を続ける。金融規制の分野では、自己資本や流動性規制については既にかかなりの進展が見られることから、来年にかけては OTC デリバティブ、シャドー・バンキング、破たん処理の三点が重要な課題となる。また、長期的な成長を支える長期のインフラ投資を、財政健全化を進めながらどのような案件を選定し促進していくかも重要なテーマとなる。これに対し参加者からは、

- G20 がグローバルな政策決定に大きな役割を果たしていることは評価しつつも、G20 の決定に基づき導入されようとしている各国の規制にはかなりの差異・不整合が見られるので、市場関係者等との対話を通じてこれらに対処してほしい、
- 金融危機の要因となった銀行の不動産関係の与信について、より注意深く監視すべき、
- G20 においても市場流動性のモニターを強化し、欧州の金融取引税（FTT）等流動性に悪影響を及ぼす政策について議論してもらいたい（これに対し、ホルダウェイ氏は、FTT については G20 においても何度も議論してきたが、結局は各国当局の判断に任せざるを得ないとコメント。）

等の指摘があった。

3) IOSCO の課題

3 月から新たに IOSCO 理事会議長に就任(金融庁の河野統括官の後任)したオーストラリア証券投資委員会(ASIC)のグレッグ・メドクラフト委員長が、IOSCO における今後の検討課題を説明した。同委員長は、銀行への規制強化に伴うファンディング・コストの上昇により銀行

からの借入が減少する一方、市場ベースのファイナンスの重要性が増すとともに、証券市場及び証券市場監督者の役割が増大していることを指摘した。また、取引コストの上昇につながる各国毎の規制の違いを調和させていくため、相互認証等のあり方を検討するタスク・フォースを IOSCO に設けたこと、新興市場の重要性増大に鑑み適切なルール策定、市場・投資家の育成等の面で新興国支援を強化していく方針であることを紹介した。また、今後の IOSCO の活動において重視する三つの要素として、

- ① 関与（エンゲージメント）：規制立案等における当局や市場関係者等の積極的な関与
- ② 協力：多国間の覚書や技術支援を通じた情報共有や規制の調和・実施の促進
- ③ グローバルな基準設定機関としての役割強化：相互認証や各国規制の同等性認証等についての手続策定

を紹介した。また、IOSCO の役割増大に伴う所要コストを手当てするため、IOSCO 財団を設け資金基盤を拡充するとともに、IOSCO 事務局の機能を向上させ、従来の「メンバー自身が作業する機関」から「メンバーが作業を指示する機関」に変えていきたいとの意向が示された。

以上に対し参加者からは、

- 数多くの検討を要する課題についての適切な優先順位づけ、個々の規制・原則の導入に際して十分な費用／便益分析を行うため、市場関係者等との対話を一層拡充すべき、
 - 市場協議においては、G20 や FSB に回答する政治的なタイム・リミットがあることは理解するが、適切な規制・原則を策定するには、十分な協議期間を設けるとともに、IOSCO 内部にも提案のクオリティを確保する内部プロセスを設けることが望ましい、
 - 沈黙していることが多い新興市場国のメンバーの参画を促進すべき
- 等の意見が述べられた。

4) 国際基準設定機関への働きかけと相互認証促進

標記課題に関するパネル・ディスカッションでは、以下の点が指摘された。

金融危機後様々な規制が必ずしも市場の現実を知らない人々の間で協議され、市場関係者の声を十分に反映しないままあまりにも急速に導入されたため、米国や欧州で様々な規制（OTC デリバティブ規制等）の不整合、重複、域外適用といった問題を生じさせている。これに対処するには IOSCO 等の機関が多国間ベースで調整を図るのが望ましいが、これには時間がかかる。WTO の貿易交渉における紛争解決プロセスのような二国間の調整プロセスを国際的な合意の下で IOSCO に設けるのも一案である。ICSA 及び各業界団体としては、政策決定者との関係を構築・維持しながら、より迅速かつ明確に信頼性・実効性のある形で問題を提起し提言を行っていく必要がある。

5) 社債市場の育成

ナショナル・オーストラリア銀行債券市場担当常務のスティーブ・ランバート氏が、オーストラリアの社債市場の現状と課題を紹介し、参加者と議論を行った。指摘された主な点は以下のとおり。

オーストラリアでは、企業の資金調達の太宗は銀行部門（特に四大銀行）を通じて行われており、社債市場からの調達比率は低い。さらにこれまでは調達コストが国内より海外発行の方が低かったため、社債の 8 割程度が海外発行のものとなっている。他方、今後人口の高齢化等

により資金運用手段としての債券の需要は高まることが予想され、国内の社債市場の育成が課題となっている。現状では投資家のほとんどが債券を満期まで保有しており、流通市場は活発ではない。安全で効率的な取引プラットフォームの提供、個人投資家のリテラシー向上、市場の透明性確保を通じて債券市場の発展を図っていくことが期待される。同国では、米国のTRACEのような取引価格報告・開示システムはなく、個々の取引を報告・開示する必要はないが、月毎の取引データは開示されている。同国では加入が義務付けられている退職年金制度の中に保険の機能が含まれており、生保のビジネスはあまり大きくなく、債券市場でのプレゼンスも限られている。レポ市場は政府債・準政府債に限られていたが、この3、4年の間に対象債券は多様化しているが、依然としてプレーヤーは少数の大規模金融機関に限られている。

6) 新興市場国における SME ファイナンス

ICSA 新興市場委員会のアティラ・コクサル委員長(トルコ資本市場仲介業協会会長)が同委員会で作成した、新興市場国における中小企業(SME)・新興企業向けのファイナンスの現状と課題に関するレポートの内容を紹介するとともに、同委員会の次回スタディのテーマは新興市場におけるIPOとすることを報告した。

7) 債券・デリバティブ市場における規制改革の影響

国際スワップ・デリバティブ協会(ISDA)アジア大洋州部長のキース・ノワイエ氏が、G20の公約に基づくOTCデリバティブに関する規制改革のアジア主要国における実施状況及び欧米の規制がアジア市場に及ぼす影響を説明した。この中で同氏は、

- 日本は金利スワップ等デリバティブ取引の量が大きく電子取引基盤やクリアリング・ハウスを設置しても十分採算が取れるが、他のアジア諸国は必ずしも採算ベースに達しておらず、インフラの設置が進んでいない、
- 米国や欧州の規制がアジア諸国の金融機関に登録や報告の義務を課し、かつ、欧州の当局はアジアのクリアリング・ハウスが欧州の規制と同等の基準に達していない場合には欧州の金融機関との取引の清算を認めない可能性があり、アジアの市場の流動性を大きく損なう恐れがある、
- 欧米のデリバティブ規制が求める報告義務を履行すると中国・韓国・インドの秘密保持法に違反する恐れがあり、これらの国の市場プレーヤーは欧米での取引及び欧米金融機関との取引ができなくなる恐れがある

等国際的に合意された規制改革が関係各国間で十分な連携・調整が行われないまま実施されると予期せぬ深刻な結果を招くことを指摘した。また、同氏はバーゼルIIIによる銀行に対する規制強化の結果、銀行の資本・流動性手当てのコストがかさみ、既に銀行の与信、債券部門の縮小が生じており、今後も縮小が進む可能性があることを指摘した。

参加者との質疑応答の中で、同氏は、上記規制のグローバルもしくは地域毎の影響度調査が実施されその悪影響の度合いが認識されつつあるほか、アジア諸国の当局や市場関係者からの問題提起に対し欧米の当局から部分的ながら懸念を理解する旨の回答があった反面、規制の不整合が当局間の対立を招き、報復規制の応酬に陥る恐れがあることを指摘した。

8) 大規模金融機関の破たん処理

スタンダード・&・プアーズ社専務理事のポール・コフリン氏が、「Too Big to Fail」（大きすぎてつぶせない）問題について講演し、以下の点を指摘した。銀行はそもそも短期で借入れ長期で貸すミスマッチを抱えており、基本的な脆弱性を有しているほか、多くの銀行が同じような環境で同じようなビジネスをしているため、一たびトラブルが生じると信頼の欠如が多くの銀行に波及していく。金融危機の際破たんに瀕した銀行の救済に多額の税金が使われたため、銀行の救済は悪という意識が先行してしまったが、救済に要したコストよりも救済しなかった時のコスト（金融不安の拡大、失業の増大、実体経済の落ち込み）の方がはるかに大きかったはずである。このことは大銀行だけでなく中小の銀行にも当てはまる。実際に米国では過去多くの破たんに瀕した中小銀行が政府により救済されてきたが、一定の規律の下で介入・救済を行う政策は誤りではないと考える。

9) 金融取引税（FTT）：金融機関及び市場への影響

ICSA メンバーによる欧州の金融取引税（FTT）に関するディスカッションが行われ、欧州のメンバーを中心に FTT に関して、以下のような多くの懸念が表明された。

- 欧州の金融取引税は、市場の実態を考慮せず、金融危機で生じたコストは金融機関に負担させろという極めて拙速な政治的判断により導入されたものである。
- フランスの FTT は上場株式の流通市場における取引のみが対象であるが、EU 提案では、課税対象はデリバティブを含む広範な金融商品にわたる。提案通り導入されれば、短期のレポ市場は成立しなくなり、金融取引が阻害され、市場の流動性を大きく損なう恐れがある。
- 域外国の金融機関に課税することは税制の原則に反している。
- EU が試算する税收（年間 350 億ユーロ）の達成は困難であり、実際に既に導入した国では実際の税收が見込みを大きく下回っている。
- 他方、取引が FTT 非課税国へ逃避するなど、市場に大きなマイナスの影響が生じており、FTT 導入国の金融機関は既に課税リスクから米英銀と比較して競争上不利になり始めている。
- インドで導入済みの証券取引税も株式市場に悪影響を与え、多くの取引が商品市場に逃避した。この結果当局は商品市場にも課税することを決定した。この影響で現在取引は外為市場にシフトしている。

以上の懸念・問題提起を踏まえ、ICSA の FTT ワーキング・グループの活動は継続し、引き続き欧州当局等への提言を行うこととされた。

10) ベター・レギュレーション：行動規範と原則

ニュー・サウス・ウェールズ州立大学のジャスティン・オブライエン教授が、金融機関の倫理とベター・レギュレーションのあり方について LIBOR スキャンダルを例に講演を行い、以下の点を指摘した。LIBOR 事件は非常にわかりやすい不正であり、多くのメディアが金融機関に対する非常に攻撃的な報道を行った。LIBOR の虚偽報告が行われたのは銀行に所属する個人の動機によるが、長期に渡りそれを許す文化が英国銀行業界にあった。金融機関が組織として一貫した価値と倫理観を徹底するためには、「使命」のような文章を作成するだけでは足

りず、訴訟リスク等を明確に認識するとともに、「倫理」を情報伝達と意思決定を含む組織のメカニズムに組み入れる必要がある。コンプライアンスは最低限の法的義務を遵守する以上の主体的な姿勢がなければ有効に機能しない。内部告発システム等もただ設けるだけでなく、実際に活用され機能しなければ意味がない。

11) 業界団体の役割

ICSA のメンバーである業界団体及び、その集合体である ICSA 自体の役割と存在意義、今後の活動のあり方について意見交換を行った。主要なポイントは以下のとおり。

- ICSA のメンバーはそれぞれ業界団体として、政府等への提言、投資家教育、業界関係者の研修、市場プロモーション等の活動を行っている。韓国の KOFIA、本協会等は自主規制機能も併せ持っている。
- ICSA には市場の規模や発展段階が異なる多様な協会が加盟していることから、グローバルな業界団体として幅広い意見表明を行うことができる。
- 業界の利益・関心を主張するだけでなく、投資家の利益、公益に基づいた提言を行うことで、規制当局、国際的な基準設定機関、さらには一般の人々に対しより説得力のある意見表明が行えるのではないか。
- ICSA が主張する規制の相互認証や調和については、欧米の業界とアジアの業界間で温度差を感じる。また、国際的に業務を展開している大規模な会員会社には理解を得られるが、中小の会員会社には必ずしも十分な理解が得られていない。業界全体のイニシアティブとして推進するには、中小規模の会員会社の理解を得る努力も必要ではないか。

12) ICSA の活動方針

ICSA は、最近の活動として、G20、FSB や IOSCO に対する市中協議での意見表明のほか、規制の相互認証推進の提言、欧州委員会に対する金融取引税に関する問題提起等を行ってきた。国際的な規制改革が策定から実施段階に移行する中で、より有効な提言活動のあり方を、予算及び人的リソースも含め今後検討することがメンバー会合において合意された。

以 上

国際証券業協会会議（ICS A）の参加団体

正会員

	機関名	概 要
日本	日本証券業協会(JSDA)	自主規制機関＋業界団体
韓国	韓国金融投資協会(KOFIA)	自主規制機関＋業界団体
台湾	台湾証券業協会(CTSA)	自主規制機関＋業界団体
オーストラリア	オーストラリア金融市場協会 (AFMA)	業界団体。2005 年に ICSA メンバーであった 国際銀行証券協会（IBSA）と合併。
米国	証券業金融市場協会（SIFMA）	業界団体。米国証券業者協会(SIA)と債券市場 協会(TBMA)が合併して 2006 年 11 月に発足。
カナダ	カナダ投資業協会 (IIAC)	業界団体。2007 年加入。
ブラジル	ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA)	自主規制機関＋業界団体。2011 年加入。
欧州	国際資本市場協会 (ICMA)	欧州証券市場の自主規制機関＋業界団体。 2005 年に ICSA メンバーであったスイスの 国際証券市場協会（ISMA）と英国の国際発 行市場協会（IPMA）の合併により発足
	欧州金融市場協会 (AFME)	欧州金融市場の業界団体。2009 年に ICSA メ ンバーであったロンドン投資銀行協会（LIBA） と SIFMA 欧州支部の合併により発足。
フランス	フランス金融市場協会 (AMAFI)	自主規制機関＋業界団体。IOSCO/SROCC に も、2006 年から参加。
ドイツ	ドイツ証券取引所参加者協会 (BWF)	業界団体。2008 年加入。
イタリア	イタリア金融仲介業者協会 (ASSOSIM)	業界団体
スウェーデン	スウェーデン証券業協会 (SSDA)	自主規制機関＋業界団体
デンマーク	デンマーク証券業協会 (DSDA)	業界団体
トルコ	トルコ資本市場仲介業協会 (TSPAKB)	自主規制機関＋業界団体。2006 年加入。
メキシコ	メキシコ証券業協会 (AMIB)	業界団体。2010 年総会よりオブザーバーとし て参加。2012 年より正会員として加入。

客員会員

ブルガリア	ブルガリア認可投資会社協会 (BALIF)	業界団体。2010 年正会員として加入。2012 年より客員会員として再加入。
タイ	タイ証券業協会 (ASCO)	業界団体。2012 年加入。
インド	インド証券取引所参加者協会 (ANMI)	業界団体。加入手続中。

オブザーバー

中国	中国証券業協会 (SAC)	自主規制機関＋業界団体。 2013 年年次総会にオブザーバー参加。
インドネシア	インドネシア証券業協会 (APEI)	業界団体。 2013 年年次総会にオブザーバー参加。
インド	ボンベイ証券取引所参加者協会 (BSEF)	業界団体。 2013 年年次総会にオブザーバー参加。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 4

米国FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の実施について

2013年5月14日 日本証券業協会

○ FATCA制定の背景と目的

- (1) 2008年、スイスの大手銀行が、米国富裕層に対して事業実態のない法人を利用し巨額の脱税幫助を行っていたことが判明
- (2) 米国内において、米国富裕層が国外資産・所得からの納税を適切に行っていないのではないかとの問題意識
- (3) 2010年3月18日、米国議会において、FATCA(Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法)が成立
- (4) FATCAは、米国人による海外の金融口座を利用した租税回避を防止するため、米国外の金融機関(Foreign Financial Institution: FFI)に対し、米国人の口座情報をIRS(Internal Revenue Service: 米国内国歳入庁)に報告することを義務付ける制度
- (5) 2013年7月からIRSへの登録、2014年1月から新規口座のデューディリジェンス(DD)スタート

(1) FFIの義務

- FFIには、証券会社、銀行、保険会社等の金融機関、金融持株会社のほか、投資信託等のファンドなども含まれる。
- FFIは、IRSとの間でFFI契約を締結し、次の5つの義務を履行しなければならない。
 - ① 特定米国人^(注1)の口座(米国人口座)のDD
 - ② 米国人口座情報(氏名、住所、納税者番号(TIN)、取引情報等)のIRSへの年次報告
 - ③ 非協力顧客^(注2)や不参加FFI^(注3)への一定の支払いに対する30%の源泉徴収
 - ④ 非協力顧客や不参加FFI口座の閉鎖
 - ⑤ パススルー率^(注4)の計算・公表(2017年までペンディング)

(2) 例外規定

- 免除者(外国政府、国際機関、外国中央銀行、外国退職年金基金等)
- みなし遵守FFI・ローカルFFI(米国人による租税回避のリスクが小さいと判断されるFFI)

(注1)「特定米国人」とは、米国居住者、米国市民(米国籍保有者)等のこと。

(注2)「非協力顧客」とは、FFIからの情報提供の要請に応じない(特定米国人か否かを証明する書類の提出・提示を拒否する)顧客のこと。

(注3)「不参加FFI」とは、FFIとしての義務を適切に履行しない金融機関のこと。

(注4)「パススルー率」とは、参加 FFI の米国関連資産が総資産に占める割合のこと。

2. みなし遵守FFI・ローカルFFIの概要

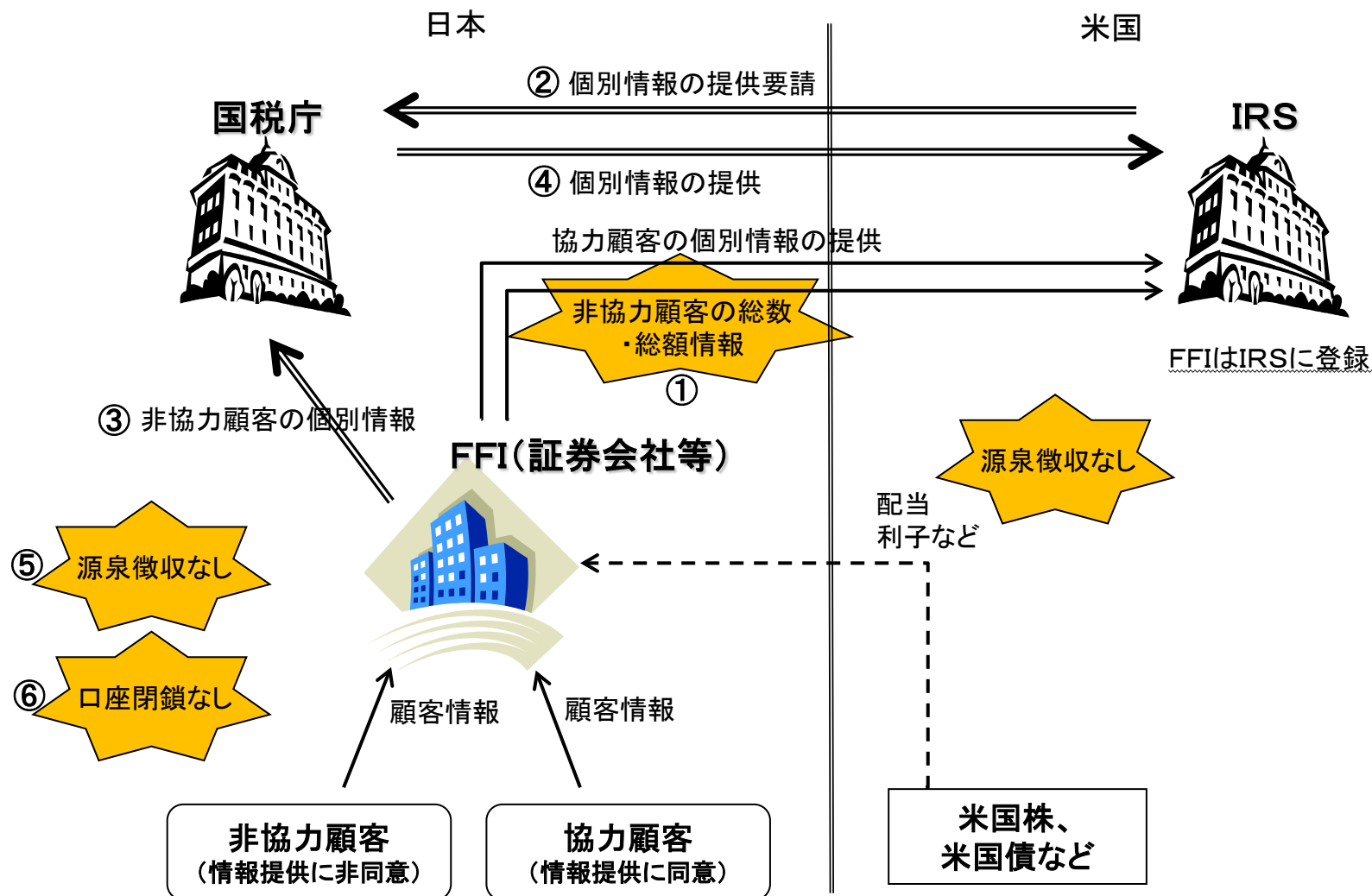
(1) ローカルFFIの要件(予定)

- ① 日本の法令により、金融機関として認可・規制を受けていること
- ② 日本以外に営業拠点がなく、関連会社は全て日本国内に設立されていること
- ③ 日本以外で顧客の勧誘を行わないこと(ウェブサイトは、非居住者に向けた口座開設又はサービスの提供等を行っていない限り、国外での勧誘とはみなされない。)
- ④ 全口座の98%(残高ベース)が居住者口座(法人も含む)であること
- ⑤ 社内規程(不参加FFIの口座の閉鎖、本邦非居住者である特定米国人(非居住者特定米国人)の口座情報のIRSへの年次報告、若しくは口座の閉鎖等)を制定すること
- ⑥ 特定米国人と本邦居住者の口座開設・維持に関し、差別的な取扱いをしないこと
- ⑦ 日本の税法又は犯収法上、居住者口座に関して支払調書の提出又は源泉徴収が義務付けられていること

(2) ローカルFFIは、IRSへの登録が義務付けられている。

3. 日米政府間協定の枠組み

○ FATCAの上記1. (1)の②～④の問題(IRSへの報告(個人情報)の第三者提供)、源泉徴収、口座閉鎖)の解決を図り、FFIの義務を履行するため、日米政府間協定に基づく租税条約を活用。



4. 日米政府間協定の枠組みの概要

■ 日米共同声明（2012年6月21日）で示された日米政府間協定の概要

(1) 概 要

① 日本の金融機関は、以下を実施する。

- イ. IRSのウェブサイトによりFFI登録。
- ロ. 米国人口座を特定するためのデュー・ディリジェンスを行う。
- ハ. 米国人口座保有者から同意が得られれば、必要な情報をIRSに年次報告する。
- ニ. 米国人口座保有者から同意が得られない場合、又は米国示唆情報(US Indicia)が検出された口座保有者から必要な情報提供を受けられない場合には、その総数と総額をIRSに報告する。

② 日本の税務当局とIRSとの情報交換

国税庁は、IRSから、日米租税条約に基づき個別口座に関する情報提供要請があった場合には、金融機関から情報を収集し、IRSに提供する。

(2) 日米政府間協定による日本の金融機関のメリット

- イ. IRSとの間でFFI 契約を締結する必要はない。
- ロ. 非同意口座の個人情報情報をIRSに直接提供する必要はない。
- ハ. 非協力口座、FATCAパートナー国(米国との間で政府間協定を締結した国)のFFI等に対する源泉徴収義務が免除される。
- ニ. 非協力口座の閉鎖義務が免除される。

5. 今後の主なスケジュール(予定)

A. 2013年1月1日
FATCA施行日

C. 2013年7月15日から14年1月1日
FFI登録期間

D. 2013年12月2日
FFIリスト公表
(以後月次公表)

F. 2014年12月31日
個人の高額既存口座※
DD期限

H. 2015年12月31日
その他の既存口座
DD期限

2013年

2014年

2015年

B. 2013年1月17日
IRSが最終規則
を公表

E. 2014年1月1日
新規口座DD開始

G. 2015年3月15日
初回(2013年・2014年分)
年次報告期限(以後年次報告)

※ 個人の高額口座は、残高100万ドル以上の口座

6. 証券会社が準備・対応すべき事項(その1)

	参加FFI	みなし遵守FFI(ローカルFFI)
IRSへの登録等 (登録期間は本年7月15日から14年1月1日)	- IRSへ登録し、参加FFIとしてのID番号(GIIN: Global Intermediary Identification Number)を取得する - 責任役員は、本年12月末から2年経過した日から60日以内に次の事項を認証する ① 既存口座DDの完了 ② 個人の高額口座DDの完了 ③ 確認書類がない口座保有者を非協力顧客として取り扱うこと ④ 2011年8月6日から認証日までに、顧客に租税回避行為を幫助していないこと - 社内規程(参加FFIの義務履行のための内部統制を徹底するコンプライアンスプログラム)を制定する	- IRSへ登録し、みなし遵守FFIとしてのID番号(GIIN)を取得する - 責任役員は、登録に際して政府間協定で求められるローカルFFIの要件を満たしていることを認証する 2014年1月までに、社内規程(不参加FFIの口座の閉鎖、非居住者特定米国人の口座情報の年次報告等)を制定する
新規口座のDD (2014年1月1日から)	- 新規口座開設時に顧客が特定米国人であるかどうかのDDを行う - DDの結果、特定米国人であると判定した場合、年次報告の同意があれば口座開設可 - 年次報告の同意がない場合(=非同意顧客)、又は顧客が特定米国人かどうかの判定に必要な書類の提供を拒む場合(=非協力顧客)は、口座開設不可	- 新規口座開設時に顧客が非居住者である場合には、特定米国人であるかどうかのDDを行う - DDの結果、特定米国人であると判定した場合には口座開設不可 - 顧客が特定米国人かどうかの判定に必要な書類の提供を拒む場合(=非協力顧客)も、口座開設不可

6. 証券会社が準備・対応すべき事項(その2)

	参加FFI	みなし遵守FFI(ローカルFFI)
既存口座のDD (参加FFIは2015 年末まで、みな し遵守FFIは本 年末まで)	- 高額口座は2014年12月31日まで、それ以外の口座は2015年12月31日までに、顧客が特定米国人であるかどうかのDDを行う - DDの結果、特定米国人であると判定した場合、 ① 口座保有者に米国納税者番号(TIN)、口座情報等の報告に同意するよう要請する ② 同意が得られなかった場合(=非同意顧客)、税務当局間で情報が送られる場合があることを通知する - 顧客が特定米国人かどうかの判定に必要な書類の提供を拒む場合(=非協力顧客)、税務当局間で情報が送られる場合があることを通知する	2013年末までに、顧客が非居住者である場合には、特定米国人であるかどうかのDDを行う - DDの結果、特定米国人であると判定した場合、 ① 口座保有者に米国納税者番号(TIN)、口座情報等の報告に同意するよう要請する ② 同意が得られなかった場合(=非同意顧客)、税務当局間で情報が送られる場合があることを通知する ③ 又は、口座閉鎖を行う - 顧客が特定米国人かどうかの判定に必要な書類の提供を拒む場合(=非協力顧客)、税務当局間で情報が送られる場合があることを通知する
IRSへの年次報告 (2015年3月15日 から)	- 次の事項について、年1回IRSに報告を行う。 ① 年次報告の同意が得られた特定米国人の口座については、TIN、取引状況など顧客情報を報告する ② 非同意顧客及び非協力顧客の口座については、総数・総額情報を報告する	- 次の事項について、年1回IRSに報告を行う。 ① 年次報告の同意が得られた特定米国人の口座については、TIN、取引状況など顧客情報を報告する ② 非同意顧客及び非協力顧客の口座については、総数・総額情報を報告する
その他	責任役員は、3年ごとに参加FFIとしてFFI契約の要件を満たしていることを認証する	責任役員は、3年ごとに登録を更新し、みなし遵守FFIとしての要件を満たしていることを認証する(要件を充足できない事象が発生した場合には、6か月以内にIRSに報告)

(1) IRSへの登録等

- ① 全ての証券会社は、本年7月15日から14年1月1日までの間、IRSへの登録を行わなければならない。
- ② また、社内規程の策定や責任役員による認証が求められている。
- ③ 本協会では、上記の説明会を開催するとともに、事務対応マニュアルの策定、会員からの照会に応じ、対応を図る。

(2) 新規・既存口座のDD

- ① 全ての証券会社は、2014年1月1日から新規口座のDDを開始するとともに、参加FFIは2015年末まで、みなし遵守FFIは本年末までに既存口座のDDを完了しなければならない。
- ② 本協会では、上記の説明会を開催するとともに、事務対応マニュアルの策定、会員からの照会に応じ、対応を図る。

(3) IRSへの年次報告

- ① 証券会社は、2015年3月15日から、特定米国人の口座が確認された場合には、年1回、IRSへ報告を行わなければならない。
- ② 本協会では、上記の事務対応マニュアルの策定や会員からの照会に応じ、対応を図る。

JSDA キャピタルマーケットフォーラムの設置について

平成 25 年 5 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 設置の趣旨

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者（法学・経済学等）を中心に、学識経験者（大学教授、弁護士、民間研究機関研究者）、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場を設置する。

2. 検討テーマ

- (1) 資本市場に関する法令や自主規制等
- (2) 海外の法制度及び自主規制等の比較
- (3) マーケットプラクティス
- (4) コーポレートガバナンス
- (5) M&A 等

3. 本フォーラムの進め方

本フォーラムは、各回毎にテーマを設定し、適宜開催する。

若手の研究者に研究を委託し、本フォーラムにおいて、報告を受ける（発表会形式での開催を想定）。

4. 設置期間

平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間

5. 構成及び運営

- (1) 本フォーラムは、学識経験者、若手の研究者、協会員の実務家合計 25 名程度をもって構成する。
- (2) 本フォーラムに座長を置く。
- (3) 本フォーラムの座長は、自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) 本フォーラムの委員は、座長が委嘱する。
- (5) 本フォーラムには、オブザーバーを置くことができる。
- (6) 本フォーラムの検討状況について、適宜、自主規制会議に報告する。

6. 事務の所管

本フォーラムの事務は、自主規制本部 自主規制企画部が担当する。

以 上

投資信託等のトータルリターンの通知制度導入に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 5 月 28 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 12 月 7 日に金融庁より公表された「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ 最終報告」において、トータルリターン把握のための定期的通知制度について、「業界において制度の実施を図ることが求められる」旨提言されたことを受け、「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」において、同制度の導入について検討を進めてきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、投資信託等のトータルリターンの通知制度を導入するため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 顧客から保管の委託等を受けている投資信託等のトータルリターンについて、別表に定めるところにより通知しなければならないこととする。（第 23 条の 2 関係）
- (2) トータルリターンの通知に関し、対象となる投資信託等の範囲、対象となる顧客の範囲、トータルリターンの計算方法、通知方法並びに通知の頻度及び内容等について、別表において定めることとする。（別表関係）

3. 施行の時期

この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

①募集期間：平成 25 年 5 月 28 日（火）から 6 月 10 日（月）17：00 まで（必着）

②提出方法：郵便または電子メールにより下記まで提出してください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 あて

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正についての意見とし、次の事項をご記入のうえ、提出してください。

①氏名又は名称

②連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④意見の該当箇所

⑤意見

⑥理由

（注）本規則改正案の参考資料として、投資信託等のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめた「投資信託等に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン（案）」を添付しておりますのでご参照ください（ガイドライン案は、パブリック・コメントの募集の対象ではありません。）。

○本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制企画部 （TEL 03-3667-8470）

以 上

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 25 年 5 月 28 日

（下線部分変更）

改正案	現 行
<u>（投資信託等の損益の通知）</u> 第 23 条の 2 <u>協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</u> 付 則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。	（新 設）

(別表)

第 23 条の 2 に規定する投資信託等のトータルリターンの通知について

項 目	内 容
1. 対象とする投資信託等の範囲	(1) トータルリターンの通知は、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第 2 条第 1 項第 11 号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第 2 条第 4 項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。 なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。 (2) 上記（1）にかかわらず、以下に掲げるものはトータルリターンの通知の対象外とすることができる。 ① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等 ② 投資一任契約（金商法第 2 条第 8 項第 12 号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信託等 ③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券 ④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。） ⑤ アンブレラ型投資信託等（投資信託等の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託等をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。 イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか 2 つ以上を含むものであること ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）

項 目	内 容
	間でのスイッチングが可能とされているものであること ハ 年2回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと ⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成促進法第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。）であって、預貯金等の額が定期的に通知（勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知をいう。）される投資信託等及びミリオン型投資信託 ⑦ 確定拠出年金（確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。）制度により拠出された資金により買い付けられた投資信託等 ⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託等 ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記（3）のとおり取り扱う。 ⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等 ⑩ 顧客が継続して10年を超えて保有している投資信託等 （3）協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。
2. 対象とする顧客の範囲	個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。 なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。
3. トータルリターンの計算方法	（1）トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。 （「①評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」 （2）投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ① 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。

項 目	内 容
	評価金額＝〔計算基準日現在の基準価額〕×〔計算基準日現在の保有口数〕÷〔計算口数〕 （注）基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。 ② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額（税引後）の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計受取分配金額＝〔分配金受渡金額の累計〕 分配金受渡金額＝〔当期の分配金額（1口当たりの分配金×保有口数）〕－〔当期の分配金額に係る税額〕 （注1）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。 （注2）分配金受渡金額は税引前の金額を用いることもできる。 ③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕 売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕－〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕 ④ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕 （注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。 （3）外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記（2）に準ずる。 （4）外貨建の投資信託等については、当該投資信託等の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。

項 目	内 容
4. 通知の方法	(1) トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。 ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 (2) 上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。 (3) 上記（1）にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（1）①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。 (4) 上記（1）④に定める方法又は（3）に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記6.「通知の内容」（2）に規定する通知において同じ。）。
5. 通知の頻度及び計算基準日	(1) 上記4.「通知の方法」（1）に定める方法によるトータルリターンの通知は、年1回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。 (2) 上記4.「通知の方法」（3）に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。

項 目	内 容
6. 通知の内容	(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。 ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。） ⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項 (2) 上記（1）にかかわらず、上記4.「通知の方法」（3）に基づき口頭により回答する場合において、顧客に上記（1）⑦及び⑧を書面により事前に通知している場合には、上記（1）①、②、⑥及び協会員が必要と認める事項について回答することができる。 (3) トータルリターンの通知に関し、トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準について顧客が知り得るような環境を整備しなければならない。

以 上

投資信託等に係るトータルリターンの通知に当たってのガイドライン（案）

平成 25 年 5 月 28 日

I. 「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」本文及び付則について

規則本文及び付則の内容	ガ イ ド ラ イ ン
（投資信託等の損益の通知） 第 23 条の 2 協会員は、顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託等について、別表に定めるところにより、顧客に当該投資信託等に係る損益（別表において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。 付 則 この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託等について適用する。	・投資信託等のトータルリターンの通知に係る具体的な内容は別表で定めているが、別表も「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部の位置付けである。 ・一方、本ガイドラインは、投資信託等のトータルリターンの通知に係る実務上の取扱いや留意点を取りまとめたものである。 ・規則改正の施行日（平成 26 年 12 月 1 日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知しなければならない。したがって、規則改正の施行日から、トータルリターンの通知の対象となるデータの蓄積を開始しなければならない（規則改正の施行日は通知の開始日ではない。）。 - 例えば、計算基準日を 12 月 31 日としている会社は、平成 26 年 12 月 1 日（規則改正の施行日）から同年 12 月 31 日までの間に顧客が新たに買い付けた投資信託等について、トータルリターンの初回の通知を行う必要がある。 ・規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の銘柄を規則改正の施行日以降に買い付けた（追加購入した）場合、トータルリターンの正確な計算ができない場合があり得るため通知の対象とはせず、各協会員の自主的

規則本文及び付則の内容	ガ イ ド ラ イ ン
	な対応に委ねることとし（下記を参照）、規則改正の施行日以降に新たに買い付けた（新規購入した）投資信託等の銘柄についてトータルリターンを通知しなければならないこととする。 ・規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては各協会の自主的な対応に委ねるが、本規則の改正日（平成 25 年〇月〇日）以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等については、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。本規則の改正日に遡っての対応が困難な場合は、各協会において対応が可能な日付を定め、その日以降に顧客が新たに買い付けた投資信託等について、トータルリターンを通知するよう努めるものとする。 ・また、本規則の改正日より前に買い付けた投資信託等についても、各協会が既に行っている通知からの変更の要否やその大きさ、過去データ取り込みの可能性や容易性、取り込む場合に必要となるコスト等を検証し、各協会において可能な範囲において積極的に対応することが望まれる。 ・なお、規則改正の施行日前から顧客が保有している投資信託等の取扱いについては、各協会が扱うすべての投資信託等を一律に扱うのではなく、国内投資信託と外国投資信託の別や、一般口と累積投資口の別、その他毎月分配型等の銘柄単位で、トータルリターンの通知の対象とする年月日を違えてもよい。

Ⅱ. 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」別表について

1. 対象とする投資信託等の範囲

別表の内容	ガイドライン
(1) トータルリターンの通知は、協会員が顧客から保管の委託を受けている又は振替口座簿への記載若しくは記録により管理している投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託（金商法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び外国投資証券（金商法第2条第1項第11号に規定する外国投資証券をいう。以下同じ。）のうち、募集（金商法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいう。）又は売出し（金商法第2条第4項に規定する有価証券の売出しをいう。ただし、外国証券売出しを除く。）が行われたものを対象とする。 なお、以下、「投資信託」、「外国投資信託」及び「外国投資証券」を総称して「投資信託等」という。 (2) 上記(1)にかかわらず、以下に掲げるものはトータルリターンの通知の対象外とすることができる。 ① 顧客の買付時において取引所金融商品市場、外国の取引所金融商品市場又は外国の店頭市場において取引が行われていた投資信託等 ② 投資一任契約（金商法第2条第8項第12号ロに規定する契約をいう。）に基づく運用対象として顧客が買い付けた投資信	・ 契約型である投資信託及び外国投資信託に加え、会社型である外国投資証券も対象とする。 ・ いわゆる公募投資信託等を対象とし、私募投資信託等は対象としない。 ・ いわゆる ETF（上場投信）や上場 REIT（上場不動産投信）は対象外とすることができる。 ・ 顧客の買付時に上場等していれば、その後に上場廃止等となっても、引き続き対象外とすることができる。 ・ いわゆる SMA やファンドラップ等により保有する投資信託等は対象外とすることができる。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
託等 ③ 金商業等府令第 65 条第 2 号イからハまでに掲げる投資信託並びにこれらと同様の性質を有する外国投資信託及び外国投資証券 ④ 公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イ又はハに掲げる投資信託をいう。） ⑤ アンブレラ型投資信託等（投資信託等の運営に際して、複数のサブファンドをまとめて一つのファンドとして運営される投資信託等をいう。）のうち、次のすべてを充たすものをいう。 イ 投資信託約款等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等に連動（一定倍の連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ブル型ファンド）及び逆連動（一定倍の逆連動を含む。）することを目指す旨が記載されているサブファンド（ベア型ファンド）並びに安定的運用を行い一時的な資金待機を目的とする旨が記載されているサブファンド（マネープールファンド）のうち、いずれか 2 つ以上を含むものであること ロ サブファンド（イ以外のサブファンドを含む。ハにおいて同じ。）間でのスイッチングが可能とされているものであること ハ 年 2 回を超える分配を行うサブファンドを含むものでないこと ⑥ 勤労者財産形成貯蓄制度における貯蓄契約（勤労者財産形成	・いわゆる MRF や MMF（外貨建を含む。）は対象外とすることができる。 ・外国投資信託は含まれないため、いわゆる外国公社債投資信託は対象外とすることはできない。 ・いわゆるブル・ベア型ファンドは、資金待機のためのマネープールファンドをアンブレラ下に有する場合が多いが、同一アンブレラ下にあるサブファンドは、マネープールファンドを含めすべて対象外とすることができる。 ただし、ブル・ベア型ファンドに加え、年 2 回を超える分配を行うサブファンドを有するアンブレラ型投資信託等については、すべてのサブファンドがトータルリターンの通知の対象となる。 また、ブル型ファンド（又はベア型ファンド）のみで構成される投資信託等については、トータルリターンの通知の対象となる。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
促進法第6条第1項、第2項及び第4項に規定する貯蓄契約をいう。)であって、預貯金等の額が定期的に通知(勤労者財産形成促進法施行令第13条の20に規定する通知をいう。)される投資信託等及びミリオン型投資信託 ⑦ 確定拠出年金(確定拠出年金法第2条第1項に規定する確定拠出年金をいう。)制度により拠出された資金により買い付けられた投資信託等 ⑧ 当該協会員と当該顧客との間で買付契約を締結したものではない投資信託等 ただし、協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、下記(3)のとおり取り扱う。 ⑨ 自社の口座間において移管された投資信託等 ⑩ 顧客が継続して10年を超えて保有している投資信託等 (3) 協会員間の合併又は会社分割により引き継いだ投資信託等については、存続会社又は承継会社等がトータルリターンの通知を行う。 この場合、顧客が当該投資信託等を保有していた全期間についてトータルリターンの通知を行う。ただし、情報の引継ぎが困難である場合は、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金	・顧客が相続により取得した投資信託等及び他社から移管(事業譲渡に伴う移管を含む。)された投資信託等は、当該顧客が自社において買付を行っていないので対象外とすることができる。なお、当該顧客口座への入庫日の時価等を買付金額として通知の対象としてもよい。 ・非課税口座(NISA口座)から課税口座への移管、その他自社の口座間において移管された場合、移管後の投資信託等は対象外とすることができる。 ・顧客が追加買付を行った場合でも、最初の買付から10年を超えて継続して保有している場合には、対象外とすることができる。 ・各協会員の判断により、10年を超えてトータルリターンを通知することは差し支えない。この場合、計算や通知の方法等について規則に定められた方法等に従う必要はない。 ・合併又は会社分割の場合には、顧客の情報を引き継ぐと考えられるが、使用システムが異なる等、引継ぎが困難な場合もあることを想定して、入庫日の時価等を買付金額とすることや入庫前の累計受取分配金を含めないことも認めることとする。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
額とする、又は、入庫前の累計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。	・なお、(1) から (3) の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする（「6. 通知の内容」(3) 参照）。

2. 対象とする顧客の範囲

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
個人の顧客（特定投資家を除く。）を対象とする。 なお、特定投資家及び法人の顧客を対象に加えることもできる。	

3. トータルリターンの計算方法

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
(1) トータルリターンは、以下の計算式により算出された金額とする。 （「①評価金額」＋「②累計受取分配金額」＋「③累計売付金額」）－「④累計買付金額」	・トータルリターンは金額で示される（百分率で示されるものではない。）。 ・各種投資信託等のトータルリターンの計算の取扱いは、以下のとおりである。 イ. アンブレラ型投資信託等（「1. 対象とする投資信託等の範囲」(2) ⑤に該当するものを除く。） - サブファンド毎にトータルリターンを計算する。 ロ. 顧客が一般口と累積投資口において同一の投資信託等を保有している場合 - 以下のいずれでもよいこととする。 ①一般口と累積投資口の別にトータルリターンを計算する。 ②一般口と累積投資口を合算してトータルリターンを計算する。 ハ. 顧客が複数口座において同一の投資信託等を保有している場合

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
	顧客が、非課税口座（NISA 口座）と課税口座や特定口座と一般口座において同一銘柄を保有している場合等の複数口座において同一の投資信託等を保有している場合は、以下のいずれでもよいこととする。 ①それぞれの口座ごとにトータルリターンを計算する。 ②複数口座を合算してトータルリターンを計算する。 [注 1] 非課税口座（NISA 口座）で保有している投資信託等もトータルリターンの通知の対象である。 [注 2] 非課税口座（NISA 口座）から課税口座に移管する場合には、移管後の投資信託等については、トータルリターンの通知の対象外とすることができる（「1. 対象とする投資信託の範囲」（2）⑨参照）。 ニ．複数の営業所や複数の販売チャネル（対面取引による販売チャネル、インターネット取引による販売チャネル等）において顧客が同一の投資信託等を保有している場合 以下のいずれでもよいこととする。 ①営業所ごと又は販売チャネルごとにトータルリターンを計算する。 ②複数の営業所や複数の販売チャネルを合算してトータルリターンを計算する。 ホ．顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合や投資信託等自体の併合がなされた場合 顧客の保有期間中に受益証券の分割・併合がなされた場合、分割・併合以降ではなく、当該顧客の全保有期間のトータルリターンを計算する。 顧客の保有期間中に投資信託等自体の併合がなされた場合、新設される投資信託等についてトータルリターンを計算する。この場合、新設される投資信託等の入庫日の時価等を買付金額とする、又は、旧投資信託等の累

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
(2) 投資信託において、計算式の各計算要素の数値は、以下のとおりとする。 ① 評価金額とは、計算基準日現在において当該顧客が保有している当該投資信託のすべての口数を評価して得られた金額をいう。 $\text{評価金額} = [\text{計算基準日現在の基準価額}] \times [\text{計算基準日現在の保有口数}] \div [\text{計算口数}]$ (注) 基準価額に代えて解約価額を用いることもできる。 ② 累計受取分配金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が受け取った分配金受渡金額(税引後)の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 $\text{累計受取分配金額} = [\text{分配金受渡金額の累計}]$ $\text{分配金受渡金額} = [\text{当期の分配金額 (1口当たりの分配金} \times \text{保有口数)}] - [\text{当期の分配金額に係る税額}]$ (注1) 累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含めることもできる。ただし、その場合は、再投資分を累計買付金額にも含めること。 (注2) 分配金受渡金額は税引前の金額を用いること	計受取分配金額はトータルリターンの計算に含めない等の対応を行うことができる。 ・上記イからホの取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整備するものとする(「6. 通知の内容」(3) 参照)。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。 ・当期の分配金額の計算式は例示であり、他の計算式を用いてもよい。 ・分配金受渡金額は、分配金支払時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
もできる。 ③ 累計売付金額とは、当該投資信託の保有期間中に当該顧客が一部換金した場合における売却金額の累計をいう。 累計売付金額＝〔売却金額の累計〕 売却金額＝〔解約価額〕×〔換金口数〕÷〔計算口数〕 －〔換金手数料〕－〔換金手数料に係る消費税額〕 ④ 累計買付金額とは、当該投資信託の買付金額の累計をいう。ただし、累積投資口の再投資分は含めない。 累計買付金額＝〔買付金額の累計〕 買付金額＝〔約定代金（基準価額×買付口数÷計算口数）〕＋〔販売手数料〕＋〔販売手数料に係る消費税額〕 （注）累積投資口の再投資分を累計受取分配金額に含める場合は、当該再投資分を累計買付金額にも含めること。 （３）外国投資信託及び外国投資証券における各計算要素の数値は、上記（２）に準ずる。 （４）外貨建の投資信託等については、当該投資信託等の建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算する。ただし、円貨ベースでトータルリターンを計算することもできる。	・売却金額は、換金時のいわゆる精算金額と一致しなくてもよい。 ・解約価額とは、基準価額から信託財産留保額を引いた価額をいう。 ・買付金額とは、買付時のいわゆる精算金額をいう。 ・買付時に販売手数料以外の手数料や費用を顧客が支払う投資信託については、当該手数料や費用及びそれらに係る消費税額を含めて買付金額を計算することもできる。 ・①建通貨（外貨）ベースでトータルリターンを計算・通知する、②円貨ベースでトータルリターンを計算・通知する、③建通貨（外貨）ベース及び円貨ベースの両方でトータルリターンを計算・通知する、のいずれの方法も認められる。 ・なお、（１）から（４）の取扱いについては、顧客が知り得るような環境を整

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
	備するものとする（「6. 通知の内容」（3）参照）。

4. 通知の方法

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
（1）トータルリターンの通知は、以下のいずれかの方法により行う。 ①書面の交付 ②ファクシミリ装置を用いた送信 ③電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 （2）上記（1）②から④に定める方法によりトータルリターンを通知する場合、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。 （3）上記（1）にかかわらず、平成29年11月30日までは、顧	・通知の具体的な方法については、規則において定められていないので、他の書類と同封する、トータルリターンについて記載された書類のみを単独で通知する等、各協会員が適当と考える方法で通知すればよい。 ・ホームページの顧客専用画面（ログイン後の画面）に表示する方法は、④に該当する。 ・同意の方法は問わない（口頭、書面、ファクシミリ、電子メール又はホームページの顧客専用画面等による同意のいずれでもよい。）が、「4. 通知の方法」（1）②から④に定める方法（例：電子メールにより送信）で通知することについて、顧客から事前の同意が必要である。なお、「4. 通知の方法」（1）④の方法により通知する場合においては、顧客から「書面による通知（「4. 通知の方法」（1）①の方法）を希望する」旨の申出がない限りホームページの顧客専用画面での表示によりトータルリターンを通知する旨を記載した書面を送付し、顧客からの当該申出がないことをもって同意を得たこととすることも考えられる。 ・「4. 通知の方法」（1）④の方法による場合、上記の同意を得るための書面の通知（又は、左記ただし書きの同意に代わる書面の通知）と「4. 通知の方法」（4）の書面の通知を一つの書面により行うこともできる。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
客からのトータルリターンの照会に対し回答する方法により、トータルリターンを通知することができる。この場合、トータルリターンの通知の方法は、口頭又は上記（１）①から④に定める方法のいずれでも差し支えない。 （４）上記（１）④に定める方法又は（３）に基づき顧客にトータルリターンを通知する場合、顧客がはじめてトータルリターンの通知の対象となる投資信託等を取得するまでに、これらの方法によりトータルリターンの通知を受けることができる旨を書面により顧客に通知する。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により通知を行うこともできる（下記６．「通知の内容」（２）に規定する通知において同じ。）。	・ ホームページの顧客専用画面に表示又は顧客からの照会に対する回答の方法により通知する場合には、顧客への事前の書面等による通知を必要とする。 ・ なお、（２）又は（４）の同意・通知は、規則改正の施行日より前に行うことができる。

５． 通知の頻度及び計算基準日

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
（１）上記４．「通知の方法」（１）に定める方法によるトータルリターンの通知は、年１回以上行う。この場合において、トータルリターンの計算基準日は各協会員で定めることとし、当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンを当該顧客に通知する。	・ 計算基準日は、各協会員が任意で定める。 ・ 対面顧客とインターネット利用顧客等のチャネルにより異なる通知頻度や計算基準日を設定してもよい。また、通知に係る事務処理等を勘案し、顧客をいくつかのグループに分け、グループ毎に計算基準日を設定してもよい。 ・ 当該計算基準日に顧客が保有している投資信託等のトータルリターンに加え、当該計算期間中（前回の計算基準日の翌日から当該計算基準日まで）に顧客が全部売却した投資信託等のトータルリターンを通知することもできる。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
(2) 上記4.「通知の方法」(3)に基づき通知する場合、トータルリターンを年1回以上計算し、直近に計算したトータルリターンを通知する。	・規則上の定めとしては、通知の頻度は年1回以上とするが、顧客のニーズ等を勘案し、各協会員において、通知の頻度についてより積極的な対応（例えば、取引残高報告書と同じ頻度で通知する、又は通知の頻度は年1回以上とするが、計算は毎月し、顧客からの問合せがあれば直近に計算したトータルリターンを回答する等）を採ることが望まれる。 ・ホームページの顧客専用画面に表示する方法であっても、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、当該画面等にいつを計算基準日とする計算であるかを明示する等して、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「6. 通知の内容」(1)を参照）。 ・顧客への照会に回答する場合でも、規則上の定めとしては、トータルリターンの計算は年1回以上行えばよい。この場合、いつを計算基準日とする計算であるかを告げ、顧客に誤解を与えないよう留意するものとする（計算基準日を含め通知の内容については、「6. 通知の内容」(1)及び(2)を参照）。

6. 通知の内容

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
(1) トータルリターンの通知には、以下の事項を含めるものとする。 ①投資信託等の名称 ②計算基準日 ③評価金額 ④累計受取分配金額及び累計売付金額（両者の和である累計受取金額とすることもできる。）	・「4. 通知の方法」(1) ①から④のいずれの方法によるかを問わず、左記の事項についてトータルリターンを通知する必要がある。 ・「評価金額」、「累計受取分配金額」、「累計売付金額」、「累計買付金額」、「トータルリターン」等の左記①から⑧の用語について、通知に当たり左記①から⑧と別の用語を用いることができる。 ・通知の記載例は、次のとおりである。

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン																
⑤累計買付金額 ⑥トータルリターンの額 ⑦トータルリターンの計算式 ⑧書面に記載された金額は、税額計算において使用できない旨 ⑨その他、協会員が必要と認める事項	<記載例> 計算基準日：平成 XX 年 XX 月 XX 日 <table><tr><td>投資信託の名称</td><td>評価金額 [A]</td><td>累計受取分配金 額 [B]</td><td>累計売付金額 [C]</td></tr><tr><td>〇〇投資信託</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td><td>XXX 円</td></tr><tr><td>累計買付金額 [D]</td><td colspan="3">トータルリターン [A+B+C-D]</td></tr><tr><td>XXX 円</td><td colspan="3">XXX 円</td></tr></table> *本表の金額は、確定申告などの税額計算で使用することはできません。 [注] 累計受取分配金額 [B] と累計売付金額 [C] を合わせて「累計受取額」としてもよい。 ・過去の履歴（断面）をシステム上に保存すること及び通知書面の保存は任意とし、過去に通知したトータルリターンの履歴についての保存義務は規則では定めていない。 ・左記に規定する書面による事前の通知は、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、書面に代えて、当該方法により行うこともできる（「4. 通知の方法」（4）を参照）。 ・「4. 通知の方法」（1）①から④の方法に加え、各協会員における任意の対応として顧客からの照会に対してトータルリターンを回答する場合であっても、「①投資信託等の名称」、「②計算基準日」及び「⑥トータルリターンの額」について回答することが望ましい。 ・「トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。 ①どのような投資信託等を通知の対象としているか（例：通知の対象となら	投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金 額 [B]	累計売付金額 [C]	〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円	累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]			XXX 円	XXX 円		
投資信託の名称	評価金額 [A]	累計受取分配金 額 [B]	累計売付金額 [C]														
〇〇投資信託	XXX 円	XXX 円	XXX 円														
累計買付金額 [D]	トータルリターン [A+B+C-D]																
XXX 円	XXX 円																

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン										
備しなければならない。	ない投資信託等（規則上対象外とすることができる投資信託等を含む。）を周知する。） ②いつ時点からの新規買付を通知の対象としているか（例：○年○月以降に新たに買い付けた投資信託等を通知の対象としている旨を周知する。） 〔注〕規則改正の施行日前に顧客が買い付けた投資信託等を含め顧客が保有しているすべての投資信託等（トータルリターンの通知の対象となる投資信託等に限る。）をトータルリターンの通知の対象としている場合には、②については顧客が知り得るような環境を整備する必要はない。 ・「トータルリターンの計算式の各計算要素の基準」として考えられる事項は、例えば、以下のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1113 705 2058 1147"> <tr> <th>計算式の要素</th><th>基 準</th></tr> <tr> <td>評価金額</td><td>・基準価額（又は解約価額）により算出していること</td></tr> <tr> <td>累計受取分配金額</td><td>・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容</td></tr> <tr> <td>累計売付金額</td><td>・手数料等を差し引いて算出していること</td></tr> <tr> <td>累計買付金額</td><td>・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容</td></tr> </table> ・トータルリターンの通知の対象となる投資信託等の範囲及びトータルリターンの計算式の各計算要素の基準（以下「トータルリターンの範囲等」という。）を顧客が知り得るような環境としては、例えば、以下のとおり考えられる。 ①トータルリターンの通知文にトータルリターンの範囲等を記載する。	計算式の要素	基 準	評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること	累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容	累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること	累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容
計算式の要素	基 準										
評価金額	・基準価額（又は解約価額）により算出していること										
累計受取分配金額	・税引後（又は税引前）の額により算出していること ・口座移管の場合に移管前の分配金は含まない等の特別な取扱いしている場合にはその取扱い内容										
累計売付金額	・手数料等を差し引いて算出していること										
累計買付金額	・手数料等を含めて算出していること ・口座移管の場合に移管時の時価を用いる等の特別な取扱いをしている場合にはその取扱い内容										

別 表 の 内 容	ガ イ ド ラ イ ン
	②インターネットその他の電気通信回線を用いる送信により通知する場合には、ホームページの画面上にトータルリターンの範囲等を表示する。 ③顧客にはじめてトータルリターンを通知する前又は通知する際にトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する。 ④トータルリターンの範囲等について自社のホームページに表示するとともにトータルリターンの範囲等が表示されているホームページのアドレス及び顧客からの要請がある場合にはトータルリターンの範囲等が記載された書面を送付する旨をトータルリターンの通知文に記載する。 [注] トータルリターンの範囲等については、すべての事項を同じ方法で周知する必要はなく、事項に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。また、顧客に応じて上記①から④の方法を組み合わせることも考えられる。 ・トータルリターンの範囲等について顧客に通知する際には、顧客にとって分かりやすい用語を用いることに留意する。

以 上